

(別紙)

## 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

（子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない保育所等も含む臨時休園について）

4. 1. 及び 2. とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の子ども等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する保育所等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるよう要請すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

(臨時休園や登園回避の要請等を行う場合の配慮事項について)

7. 市区町村においては、臨時休園や登園回避の要請等の判断を行うに当たっては、臨時休園・登園回避等の期間中の家庭での保育や、給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談の上、臨時休園や登園回避等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

また、医療職などの社会的要請が強い職業等については、その子どもの保育の提供が必要な場合の対応として、訪問型一時預かり事業、保育所の保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等が代替の方法として考えられるところであり、各市区町村においては必要に応じて対応を検討すること。

(医療的ケアを必要とする子どもへの対応等について)

8. 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や囑託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時におい

ては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。